X　リスク対象資産の構成割合（当該リスク対象資産相当額が、全てのリスク対象資産相当額を合計した額に占める割合をいう。）

δ_{ij}　別表第四に掲げるリスク係数

ρ_{ij}　リスク対象資産iとリスク対象資産jとのリスクの相関係数として次に定めるもの

相関係数

ρ_{ij}	リスク対象資産j						
		1　国内株式	2　外国株式	3　邦貨建債券	4　外貨建債券、外貨建貸付金等	5　不動産	6　為替リスクを含むもの
リスク対象資産i	1　国内株式	一・〇〇	〇・五〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇
	2　外国株式	〇・五〇	一・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇
	3　邦貨建債券	〇・〇〇	〇・〇〇	一・〇〇	〇・五〇	〇・二五	〇・〇〇
	4　外貨建債券、外貨建貸付金等	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・五〇	一・〇〇	〇・二五	〇・〇〇
	5　不動産	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・二五	〇・二五	一・〇〇	〇・〇〇
	6　為替リスクを含むもの	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	一・〇〇

別表第七（第四条の五第四項関係）

リスク対象資産の区分	リスク係数			
	ランク1	ランク2	ランク3	ランク4
貸付金、債券及び預貯金	〇%	一%	四%	三十%
証券化商品	〇%	一%	十四%	三十%
再証券化商品	〇%	二%	二十八%	三十%
短資取引	〇・一%			三十%

備考

一　リスク対象資産からは、子会社等に対する貸付金及びクレジットデフォルトスワップ取引（金融商品取引法第二条第二十一項第五号に掲げる取引（同号イに係るものに限る。）若しくは同条第二十二項第六号に掲げる取引（同号イに係るものに限る。）又はこれらに類似する取引をいう。以下同じ。）を除く。

二　貸付金、債券及び預貯金には、未収収益（未収利息）を含む。

三　貸付金、債券及び預貯金のうち、証券化商品及び再証券化商品については、貸付金、債券及び預貯金から区分して、それぞれのリスク対象資産の区分のリスク係数を使用する。

四　証券化商品とは、主に金融資産を原資産とし、その原資産に係る信用リスクを優先劣後構造にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいう。ただし、次のイからハまでに掲げるものを除くこととし、当該資産については、貸付金、債券及び預貯金の欄に掲げるリスク係数を適用する。

イ　我が国の政府関係機関、地方公共団体及び公企業が発行し、又は保証する債券

ロ　最上位格付を有する国の中央政府、政府関係機関及び地方公共団体等が発行し、又は保証する債券

ハ　その他公共性が高く安定したキャッシュフローが見込まれる事業の資金調達のために発行される債券

五　再証券化商品とは、証券化商品のうち、原資産に証券化商品を含むものをいう。

六　証券化商品及び再証券化商品について、その商品内容の把握が十分でない場合（次のイからハまでに掲げる要件のいずれかを満たさない場合をいう。）には、そのリスク係数を一とする。

イ　個々の証券化商品及び再証券化商品のリスク特性と、原資産のリスク特性について、包括的な把握を継続して行っていること。

ロ　原資産の業績情報を適時に取得できること。

ハ　保有する証券化商品及び再証券化商品の収益に重大な影響を与える証券化取引の構造の特性を組合が自ら適切に把握していること。

七　証券化商品及び再証券化商品に保証が付されている場合には、当該保証を行う者のランクに応じた貸付金、債券及び預貯金の区分のリスク係数と、当該証券化商品又は再証券化商品のランクに応じた区分のリスク係数のうちいずれか小さい方を当該取引のリスク係数とする。

別表第八（第四条の五第四項関係）

リスク対象資産の区分	ランクの区分	
	ランク1	ランク2
貸付金、債券及び預貯金並びに短資取引	一　最上級格付を有する国の中央政府及び中央銀行並びに最上級格付を有する国際機関 二　OECD諸国の中央政府及び中央銀行 三　我が国の政府関係機関、地方公共団体及び公企業 四　前三号のいずれかに掲げる者の保証するもの 五　規則第二百一条第一項第十二号又は規則第二百二条第一項第十三号に掲げる貸付け	一　ランク1の貸付金、債券及び預貯金並びに短資取引の欄第一号及び第二号に該当しない国の中央政府及び中央銀行並びに同欄第一号に該当しない国際機関 二　外国の政府関係機関、地方公共団体及び公企業 三　我が国及び外国の金融機関 四　BBB格相当以上の格付を有する者 五　前各号のいずれかに掲げる者の保証するもの 六　規則第二百一条第一項第十一号又は規則第二百二条第一項第十二号に掲げる貸付け（第一号から第四号までに掲げる者と同等の信用力を有する組合に対して行う貸付けに限る。） 七　抵当権付住宅ローン 八　有価証券、不動産等を担保とする与信 九　信用保証協会の保証する与信
証券化商品及び再証券化商品	各欄の各号のいずれかに該当するもの	ランク1に該当せず、BBB格相当以上の格付を有するもの

リスク対象資産の区分	ランクの区分
	ランク3
貸付金、債券及び預貯金並びに短資取引	ランク1又はランク2に該当せず、ランク4に掲げる債権に係る事由が発生していない先への与信等
証券化商品及び再証券化商品	ランク1又はランク2に該当せず、BB格相当以上の格付を有するもの